

市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による危険コンクリートブロック塀等の倒壊等の被害から市民の生命及び身体を保護するため、危険コンクリートブロック塀等の除却を行うものに対し、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険コンクリートブロック塀等」とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による高さ60センチメートルを超える塀及び門柱（これらの下部に設置された基礎及び擁壁（以下「基礎等」という。）を含む。）であって、地震によって倒壊した場合には、その敷地に接する道路等の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあると市長が認めたものをいう。

2 この要綱において「道路等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する道路（同条第4項の規定により同条第1項の道路とみなされるものを含む。）
- (2) 法第42条第2項に規定する道又は法第43条第2項第1号の規定による認定を受けるとしたならば当該認定に必要となる道若しくは同項第2号の規定による許可を受けるとしたならば当該許可に必要となる空地であって、当該道若しくは空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの（以下「道等」という。）
- (3) 通学路、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成された市川市地域防災計画で定める緊急活動道路、同法第40条第1項の規定により作成された千葉県地域防災計画で定める緊急輸送道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条

の17第1項の規定により国土交通大臣が指定する重要物流道路（以下「避難路」という。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる危険コンクリートブロック塀等の除却とする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の全部の除却
- (2) 道等以外の場所に設置された危険コンクリートブロック塀等の一部の除却であって、次に掲げるもの

ア 道路等（基礎等（鉄筋コンクリート造その他市長が安全性を有すると認めるものに限る。以下同じ。）が道路等より高い場合にあつては、当該基礎等）からの高さを60センチメートル以下にする除却

イ 土圧を受けている危険コンクリートブロック塀等（当該土圧を受けている基礎等以外の部分の高さが60センチメートル以下のものに限る。）の当該土圧を受けていない部分の除却

ウ 土圧を受けている危険コンクリートブロック塀等（当該土圧を受けている基礎等以外の部分の高さが60センチメートルを超えるものに限る。）の当該土圧を受けていない部分の除却であつて、当該除却後の当該危険コンクリートブロック塀等について補強その他の地震に対する安全性を確保する措置を講ずるもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等を所有し、又は管理していること。
- (2) 補助対象事業に要する経費の全部又は一部について、補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象事業が土地又は建物の販売を目的として行うものでないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートルに次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は、第1号にあっては300,000円、第2号にあっては200,000円、第3号にあっては100,000円とする。

(1) 第3条第1号に掲げる補助対象事業(避難路の沿道に係るものに限る。)

15,000円

(2) 第3条第1号に掲げる補助対象事業(避難路の沿道に係るものを除く。)

10,000円

(3) 第3条第2号に掲げる補助対象事業

5,000円

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等に関する図面

(2) 危険コンクリートブロック塀等の除却後に塀又は門柱を建築する計画がある場合にあっては、当該計画図

(3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けることができる者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る除却工事を行った者に委任することができる。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告すること。
- (2) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の除却後に道等又はがけの上に塀又は門柱を建築しないこと。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条の承認を受けようとするものは、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金補助対象事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金補助対象事業(変更・中止・廃止)承認可否決定通知書(様式第4号)により当該申請書を提出したものに通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の遂行状況の写真
- (2) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (3) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (4) 補助対象事業に要した費用の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 第6条第3項の規定により補助金の請求及び受領を除却工事を行った者に委任するときは、前項第4号に掲げる領収証の写しに代えて、当該補助対象事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収証の写しを添付しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、第8条の通知書の交付を受けた日から60日を経過する日又は当該通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書(様式第7号)によるものとする。

- 2 第6条第3項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書とともに当該委任に係る委任状を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱の規定は、平成30年7月31日以後の申請に係る市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業の助成に関する要綱の規定は、平成31年4月5日以後の申請に係る市川市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。